

岩手県告示第 44 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 104 条第 2 号に規定する漁業に係る次の加入区及び漁業の区分について、同法第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により、同条第 3 項の規定による届出を審査した結果、同法第 108 条第 2 項に規定する要件に適合すると認める。

平成 19 年 1 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

加入区の名称	漁業の区分
綾里加入区	船びき網漁業（10 トン以上 20 トン未満）